

三重県復興指針（仮称）について

1 策定趣旨

南海トラフ地震により想定される甚大な被害からの早期復興を図るため、震災発生後、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づく「三重県復興方針（仮称）」、及び「三重県復興計画（仮称）」を速やかに策定できるよう、同方針や同計画への掲載項目やその内容などについて、事前に整理を行い、「三重県復興指針（仮称）」を策定します。

2 基本的な考え方について

(1) 平成 26 年 3 月に策定・公表した「三重県新地震・津波対策行動計画」において、「事前復興」には、「復興対策の手順の明確化、復興に関する基礎データの収集・確認などを事前に進めておく」というソフト的な意味合いと、「災害が発生した際のことを想定し、被害の最小化につながる都市計画やまちづくりを推進する」というハード的な意味合いの、二通りの定義があると述べました。「三重県復興指針（仮称）」は、このうち前者の定義に基づくものです。

(2) ソフト対策としての「事前復興」の取組が重要となる背景として、東日本大震災の被災地では、懸命の努力にもかかわらず、思うように復興が進まないことによって、従前からの人間関係が希薄化し、地域のコミュニティが破壊されてしまったなどの厳しい現実直面しているという実情があります。

そこで、「三重県復興指針（仮称）」では、被災直後には忘れられがちになるものの、本来、震災復興における最大の課題とも言える「地域コミュニティの再生」を、三重県が復興を実現させていく際の基本理念として掲げ、これを念頭に置いた復興対策を求める指針とします。

(3) 三重県がこの指針を必要とするときは、10 年あるいは 20 年以上先になることも想定されます。被災からの長い年月の経過により、震災復興の教訓についても、徐々に風化していく懸念があることから、来るべき時に備えて、今の記録や生の声を残すことに重きを置き、「事実」に基づいた指針とします。

具体的には、被災自治体がこれまで現場で取り組んできた、現実の復興対策を押さえた上で、「三重県新地震・津波対策行動計画」及び「三重県新風水害対策行動計画」に倣い、必要に応じて、復興対策に取り組んでいる職員等へのインタビュー記事などを掲載する方針です。

(4) 東日本大震災による被災自治体の復興過程をふまえ、大規模災害が発生した際は、三重県においても、「復興方針」の策定にとどまらず、「復興計画」も策

定することになるという前提のもと、これにも対応した指針とします。

- (5) 阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震など、概ねの復興過程を終えた、これまでの大規模災害にも着目し、これらの震災復興における反省や教訓、復興後に明らかになった課題等についても盛り込んだ指針とします。
- (6) 市町が大規模災害からの復興過程をイメージできるようにするなど、市町における「復興計画」の策定に資する指針とします。

3 構成素案について

資料2のとおり。

4 今後について

本日の会議をはじめ、さまざまな関係者からの意見聴取を実施するほか、引き続き、これまでの震災復興における教訓や課題の整理等を進め、平成27年度末の公表をめざしてまいります。

【参考 1】

大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年 6 月施行）

（復興基本方針）

第八条 政府は、特定大規模災害が発生した場合において、当該特定大規模災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、第三条の基本理念にのっとり、復興基本方針を定めなければならない。

（都道府県復興方針）

第九条 特定大規模災害を受けた都道府県の知事は、復興基本方針に即して、当該都道府県の区域に係る当該特定大規模災害からの復興のための施策に関する方針（以下「都道府県復興方針」という。）を定めることができる。

- 2 都道府県復興方針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 特定大規模災害からの復興の目標に関する事項
 - 二 特定大規模災害からの復興のために当該都道府県が実施すべき施策に関する方針
 - 三 当該都道府県における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、特定大規模災害からの復興に関し必要な事項

（復興計画）

第十条 次の各号に掲げる地域のいずれかに該当する地域をその区域とする市町村は、復興基本方針及び当該都道府県復興方針に即して、内閣府令で定めるところにより、単独で又は特定被災都道府県と共同して、復興計画を作成することができる。

三重県防災対策推進条例（平成 21 年 3 月 25 日三重県条例第 8 号）

第 75 条 県は、災害が発生した場合において、県民の参画を図りながら、当該災害からの復興を計画的かつ円滑に推進するため、必要があると認めるときは、復興計画を策定しなければならない。

【参考2】

東日本大震災による被災自治体（岩手県、宮城県）の取組状況について

	岩手県	宮城県
復興方針	東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針	宮城県震災復興基本方針
	(策定年月) 平成 23 年 4 月 11 日 (担当課) 政策地域部政策推進室	(策定年月) 平成 23 年 4 月 11 日 (担当課) 企画部政策課
復興計画 (基本計画)	岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画	宮城県震災復興計画
	(策定年月) 平成 23 年 8 月 (計画期間) 8 年間 (目標 ; H30 年度) (担当課) 復興局企画課	(策定年月) 平成 23 年 10 月 (計画期間) 10 年間 (目標 ; H32 年度) (担当課) 震災復興・企画部震災復興政策課
復興計画 (実施計画)	岩手県東日本大震災津波復興計画 第 1 期実施計画	宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画 (復旧期)
	(策定年月) 平成 23 年 8 月 (計画期間) 3 年間 (H23～H25 年度) (担当課) 復興局企画課	(策定年月) 平成 24 年 3 月 (計画期間) 3 年間 (H23～H25 年度) (担当課) 震災復興・企画部震災復興政策課
	岩手県東日本大震災津波復興計画 第 2 期実施計画	宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画 (再生期)
	(策定年月) 平成 26 年 3 月 (計画期間) 3 年間 (H26～H28 年度) (担当課) 復興局復興推進課	(策定年月) 平成 26 年 3 月 (計画期間) 4 年間 (H26～H29 年度) (担当課) 震災復興・企画部震災復興政策課
推進体制	岩手県東日本大震災津波復興委員会	宮城県震災復興本部
	(設置年月) 平成 23 年 4 月 11 日 (事務局) 復興局企画課 (現:復興推進課)	(設置年月) 平成 23 年 4 月 22 日 (事務局) 震災復興・企画部震災復興推進課

※被災自治体のうち、岩手県と宮城県では、震災 1 か月後に、「復興方針」を公表しています。

※「大規模災害からの復興に関する法律」の規定では、県に策定が求められるのは「復興方針」であるものの、被災自治体では、「復興計画」を策定し、県自らも具体的な対策に取り組んでいます。